

第三十四回 参議院農林水産委員会會議録第三十九号

昭和三十五年七月十二日(火曜日)午前
十時三十六分開会

事務局側
常任委員 安藤城敏男君
会専門員

委員の異動

七月九日委員谷口慶吉君、上林忠次君及び梶原茂嘉君辞任につき、その補欠として仲原善一君、岡村文四郎君及び櫻井志郎君を議長において指名した。本日委員櫻井志郎君辞任につき、その補欠として上林忠次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 堀本 宜実君
- 理事 田中 啓一君
仲原 善一君
- 委員 青田源太郎君
秋山俊一郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
上林 忠次君
重政 庸徳君
田中 茂穂君
高橋 衛君
藤野 繁雄君

- 衆議院議員 農林水産委員長 吉川 久衛君
- 政府委員 農林政務次官 大野 市郎君
農林省農地局長 伊東 正義君
農林省振興局長 増田 盛君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(堀本宜実君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について報告をいたします。七月九日谷口慶吉君、上林忠次君及び梶原茂嘉君が辞任され、その補欠として仲原善一君、岡村文四郎君及び櫻井志郎君が選任されました。また、本日櫻井志郎君が辞任され、その補欠として上林忠次君が選任されました。

○委員長(堀本宜実君) この際、お諮りいたします。

委員の異動に伴い理事が欠員となっておりますが、その補欠互選を行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。

認めます。互選の方法は、成規の手續を省略し、便宜、委員長から指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。よって委員長は、理事に仲原善一君を指名いたします。

○委員長(堀本宜実君) 開拓者資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(開法第七三三号)、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(開法第一〇五号)及び開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(開法第一〇六号)、以上三件の衆議院送付案を一括議題といたします。

三案について御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

なお、本日は、衆議院の修正に關し吉川衆議院農林水産委員長の御出席を得ております。

他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。

それではこれより三案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。

それではこれより順次採決に入ります。

まず、開拓者資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を衆議院送付案の通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀本宜実君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を衆議院送付案の通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀本宜実君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案の問題に供します。本案を衆議院送付案の通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀本宜実君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

この際、さきに御協議をいただきました以上三案に対する附帯決議案を便宜私から提案申し上げ、委員各位の御

賛成を得たいと存じます。まず、案文を朗読いたします。

開拓関係三法律案に対する附帯決議(案)

政府は、開拓者資金融通臨時措置法に諮り、速かに開拓の基本方策の確立を図ることとし、さしあつては開拓者資金融通臨時措置法の刷新強化に努め、特に開拓者の負債の実情を明確にしてこれが整理に關する抜本的な措置を考究すべきである。

右決議する。

昭和三十五年七月十二日
参議院農林水産委員会

以上でございませう。

別に御発言もなければ、ただいまの決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。よって本決議案は委員会の決議とすることに決定をいたしました。

なお、ただいま可決されました三案の、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手續につきましても、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じます。

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。よってさきより決定いたしました。

この際、ただいまの三案に対する本委員会の附帯決議について、農林省当

事

事

事

事

局から御発言を求められております。これを許します。

○政府委員(大野市郎君) ただいま開拓関係三法律案に対しまする附帯決議を御決議をいただきましたので政府の見解を申し述べます。

附帯決議の御趣旨を尊重いたしましたし、この附帯決議の趣旨に沿って善処をいたす所存でございます。

○委員長(堀本宜実君) 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第三六号)を議題といたします。

本案は、去る六月十七日衆議院から本院に提出され本委員会に付託せられました。

本案について御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○重政庸徳君 渾田単作法あるいは急傾斜に関する法律あるいは特殊土壌に關する法律等、これに類似した法律が御承知の通りあるのでございませうが、これは何年で終了することになっておりますか。

○政府委員(増田盛君) 御存じの通り、前年度並びにその前年度、関係法案の延長の問題に關しましてそれぞれ所要の措置をしたのでございませうが、その場合におきまして、昭和三十七年の三月で一応そろえて、そうして関係法案全体に關しまして今後これが取り扱いはどうするかということに關して十分検討した上で将来の措置を決定するというようなことになってはいるわけでございます。

○重政庸徳君 私の記憶によると、今、局長の答弁の通りだろうと思うのです。そのときの期限延長は、おの

の終局の年度をそろえて、そしてここで総合的にそういうものを包含した立法を確立する、こういう方針で御説明もあつたし、われわれもそういう考えのもとに法案の延長を認めたいように記憶いたしております。ところが、このたびの法律、今上程せられておる法律は、五カ年延長ということになっておりまして、そのときの趣旨からいって全く異なつたことになる、これだけがいわゆる終局の年度がそろわぬ、こういう結果になつてくる。そうすると、今までの方針が変わつたかどうかというところを、あるいはまた、これは五カ年の延長になつて、これのみが後年度に残るが、しかし、前の方針は変わらぬ、やはり統一して渾田単作その他の法律が期限が切れるときには、新しい、包含した立法をする、それでこの法律はそのときを最終として廃案になる、こういうふうなお考えかどうかということをお尋ね申し上げます。

○衆議院議員(吉川久衛君) お答え申し上げます。重政委員のおっしゃることについて、局長からお答えがございましたが、大体局長のお答えのような考え方でいろいろ検討をいたしましたのでございませうが、この国会に十分検討をいたしておりましたのでは間に合はないというふうな情勢でございませうので、とりあえず五カ年の延長をお願いをいたしておきまして、その後において十分検討の上善処したい、こういう考え方でございまして、重政委員のお言葉のような考え方に立っていることを御了解願いたいと思ひます。

○委員長(堀本宜実君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(堀本宜実君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。

本日これをもちつて散会をいたします。

午前十時四十八分散会

六月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置

法の一部を改正する法律案(衆) (予備審査のための付託は五月十二日)

七月八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、東京都新島ミサイル試射演習による漁業被害補償に關する請願(第三七四一号)(第三七四八号)

一、米の予約売渡し条件確保に關する請願(第三七五〇号)

一、昭和三十五年産生産者米価に關する請願(第三七五一号)

一、農業災害補償制度改正等に關する請願(第三七五六号)(第三七六六号)

一、早期栽培米に關する請願(第三七五九号)(第三七六〇号)(第三七六一号)

第三七四一号 昭和三十五年六月二十四日受理

東京都新島ミサイル試射演習による漁業被害補償に關する請願

請願者 東京都神津島村一神津島漁業協同組合長 石田徳太郎外千八百五十五名

全漁民の生活が崩壊することは明らかであるから、これら神津島並びに三宅島両島の漁民の将来の生活に對して十分なる補償をせられたいとの請願。

第三七四八号 昭和三十五年六月二十四日受理

東京都新島ミサイル試射演習による漁業被害補償に關する請願

請願者 東京都三宅島三宅村坪田漁業協同組合長 寺沢太郎外千六百八十六名

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第三七四一号と同じである。

第三七五〇号 昭和三十五年六月二十五日受理

米の予約売渡し条件確保に關する請願

請願者 福井県吉田郡藤岡村堂島 川端才一外一万七千五百七十六名

紹介議員 小幡 治和君 高橋 衛君

政府は最近の食糧事情の緩和から、食糧管理特別会計の健全化を口実として、米価並びに予約諸条件の削減をなさんといふが、現行食糧制度下における格差、加算金は米価補償の一部であり、また永年食糧供給に貢献した農民の既得権でもあるから、現行食糧管理制度の存続をはかるため、(一)時期別格差の時期別区分、金額は前年とおりにすること、(二)予約申込加算金は百五十キログラム当り百円以上とする、(三)予約売渡米に對する減税措置は前年とおりにすること、(四)もち米加算金は百五十キログラム二千円

とすること等の実現を期せられたいとの請願。

第三七五一号 昭和三十五年六月二十五日受理

昭和三十五年産米者米価に関する請願

請願者 福井県鯖江市東鯖江町 片山市右エ門外一万七千五百七十五名
紹介議員 小幡 治和君 高橋 衛君

近く行なわれる昭和三十五年産米の生産者米価の決定に際しては、(一)政府の買入れ米価は農業団体の主張する「生産費所得補償方式」による八十パーセントバルクライン米価正味五百五十キロ当たり平均一万一千四百円を下らないよう早急に決定すること、(二)生産者の庭先から政府指定の受渡場所までの運搬に要する経費百五十キロ三十五円を加算すること、(三)時期別格差の時期別区分、金額は前年どおりとする、(四)予約申込み加算金は石当り百円以上とすること、(五)予約売渡米に対する減税措置は前年どおりとすること、(六)もち米加算は前年どおりとすること等の実現を図られたいとの請願。

第三七五六号 昭和三十五年六月二十七日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願

請願者 鳥取市吉方鳥取県農業共済団体職員会連絡協議会内 山本正剛外二千八百三十六名
紹介議員 仲原 善一君

現在、農業災害補償制度の根本改正のため、中央において種々検討がつづけ

第八部 農林水産委員会議録第三十九号 昭和三十五年七月十二日【参議院】

られているが、農業災害の態様が急変安定したとはいえず、伊勢湾台風等依然として災害を被つており、農業災害対策の確立はむしろ強い世論となつていゝる。これに対しては農業災害補償制度が社会保険の方向で所得補償の保険方式によつて農家負担の軽減と損害補てんの充実に実現して、災害対策の基幹とし、農家が災害に對しその生活と再生産を確保することができるよう改正せられることを要望するとともに、この改正に關し、現在大きな不安の中で容易でない事業推進に直接あたつていゝる農業共済職員に身分等に関し、農業共済職員に離職等の犠牲者を出さないよう完全雇用の措置をとると同時に、その身分安定措置を確立し、全国的に体系ある改善方途を実現せられたいとの請願。

第三七六六号 昭和三十五年六月三十日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願 (七十八通)

請願者 兵庫県姫路市山田町北山田四七七 井上良治 外千二百二十六名
紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第三七五六号と同じである。

第三七五九号 昭和三十五年六月二十八日受理

早期栽培米に関する請願
請願者 名古屋市中村区納屋町三ノ六愛知県食糧販売協同組合連合会長 高見徳平外四名
紹介議員 青柳 秀夫君

西南暖地に栽培される早期栽培米は、

近年飛躍的に増産され、政府買入れもまた、著しく増加されてきたが、早期栽培米は、慣行栽培米に比べ、とう精歩どまりにおいて約一・五パーセント(約六十円見当)低く、また、食味は陸稻あるいは五等米に類する程度(約一キロ八円値下げ)のものであるため、配給辞退が多く、配給面における障害となつてゐるから、(一)早期栽培米の生産に關する指導奨励の方針につき再検討すること、(二)早期栽培米の消費者価格並びに配給方法は徳用米山の取扱と同様とすること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三七六〇号 昭和三十五年六月二十八日受理

早期栽培米に関する請願

請願者 大分市大字大分五ノ二大分県米穀卸協同組合代表理事 矢野種樹 外二名
紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第三七五九号と同じである。

第三七六一号 昭和三十五年六月二十八日受理

早期栽培米に関する請願
請願者 神戸市兵庫区下沢通七ノ三兵庫米穀卸商連合会内 前田正治郎外四名
紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第三七五九号と同じである。

昭和三十五年七月十四日印刷

昭和三十五年七月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局